防災かわら版

問合せ先　防災安全課防災係（窓口⑩）☎㊱４１４５

～12月４日（日）は地域防災訓練の日です～

南海トラフ巨大地震などの大規模地震が発生した想定で、その地域の実情に沿った内容の防災訓練を行います。

午前９時に地震発生のサイレンを鳴らし、**同時に緊急速報メールを配信**します。訓練の開始時間や内容等は、各地区によって異なるので、お住まいの地区の自主防災会に確認してください。

最近は、全国的に大規模な災害が多発しています。地域で実施される防災訓練に積極的に参加し、改めて自分自身や家族、身の周りの方の命を守るために、「自助・共助」の力を身につけましょう。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により、訓練内容が変更又は中止となる場合があります。

～戸別受信機に完全移行します～

防災行政無線のデジタル化により、**今年12月からアナログ式防災行政無線が使用できなくなります。**それに伴い「防災ラジオ」では同報無線の放送内容が確認できなくなります（通常のラジオ放送は、引き続き受信できます）。

市では防災ラジオに代わり、戸別受信機を各世帯に１台、無償で貸与しています。

新しい戸別受信機の貸与を希望する方は、防災安全課（窓口⑩）までお越しください。

防災ラジオ
（令和４年11月末まで）

戸別受信機

11月は児童虐待防止推進月間
～早期発見が何より大切です～

「もしかして？」ためらわないで！189（いちはやく）

令和４年度「児童虐待防止推進月間」標語

子どもたちは、家族や地域から温かく見守られ健やかに成長していくことが約束されているはずです。

しかし、親から虐待を受け、心身ともに傷を負った児童が増加しています。幼い命が奪われる痛ましい事件が後を絶ちません。子どもは虐待を受けていても自分から周囲に訴えることができません。周りの方が子どものサインに気づいてあげることが必要です。

「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけたときには、ためらわずに子どもを救う行動を起こしてください。

「おかしいな」と感じたら迷わず福祉事務所又は地域の民生委員児童委員に連絡してください。

あなたからの連絡が子どもを守る第一歩となります。

虐待かもと思ったら189（いちはやく）番へ

189番へかけるとお近くの児童相談所に繋がります。通告・相談は匿名でも行うこともでき、通告・相談をした方、その内容に関する秘密は守られます。

なお、児童虐待に関する相談は左記でも受け付けますのでご連絡ください。

児童相談所全国共通ダイヤル ☎ いち はや く 189

子どもを虐待から守るための５か条

①「おかしい」と感じたら迷わず連絡（通告）（通告は義務＝権利）

②「しつけのつもり…」は言い訳（子どもの立場で判断）

③ひとりで抱え込まない（あなたにできることから即実行）

④親の立場より子どもの立場（子どもの命が最優先）

⑤虐待はあなたの周りでも起こりうる（特別なことではない）

問合せ先
福祉事務所社会福祉係（窓口⑥）☎㉒２２１６

大腸がん検診のお知らせ

申込・問合せ先　市民保健課健康づくり係（窓口⑤）☎㉒２２１７

大腸がん検診を実施します。受診をご希望される方で、通知が届いていない方は、お申し込みください。

検診は、年度内に１回のみ受診することができます。

対象者
40歳以上（昭和58年４月１日以前生まれ）の市民の方
※特定健診、後期高齢者健診の際にすでに受診済みの方は除く

各地区を巡回しますので都合のよい会場で受診してください。また、検診期間の午前中、市民保健課健康づくり係（窓口⑤）でも受け付けます。

大腸がん検診受診（受診票及び検体の提出）は、ご家族など代理の方でも可能です。代理者の提出の際は、受診票は必ず受診者ご本人が、もれなくご記入してください。

料金
３００円（おつりの無いようにお願いします）

次のいずれかに該当する方は無料になります。
①70歳以上の方
②65歳～69歳で後期高齢者医療制度加入の方（健康保険証を持参してください）
③下田市検診等徴収金免除証明書をお持ちの方（生活保護世帯・非課税世帯）
※事前申請が必要です。受診の際、証明書を持参してください。

実施日	受付時間	受付場所
11月21日（月）	９：30～11：00	下田総合庁舎別館１階
	13：00～14：30	
11月22日（火）	９：30～10：00	朝日公民館
	10：30～11：00	大賀茂公会堂
	13：00～14：00	白浜公民館
11月25日（金）	９：30～11：00	下田総合庁舎別館１階
	13：00～14：30	
11月30日（水）	９：30～10：00	蓮台寺公会堂
	10：30～11：00	稲生沢公民館
12月１日（木）	９：30～10：00	須原区民会館
	10：30～11：00	稲梓基幹集落センター
12月２日（金）	９：30～10：00	須崎漁民会館
	10：30～11：00	柿崎公民館
12月３日（土）	10：00～11：00	下田市役所

助けあい、支えあう「年金」ってとっても大事

こんなところで有利な国民年金
社会保険料控除について

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、令和４年１月から令和４年12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけではなく、配偶者やご家族（お子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、令和４年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類が必要となります。

11月上旬に社会保険料控除証明書が届きます

令和４年１月１日から９月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書又は領収証書を添付してください。（令和４年10月１日から12月31日までの間に、今年初めて国民年金保険料を納められた方へは、翌年の２月上旬に送られます。）

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん、不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。そのためにも、保険料は納め忘れのないようしっかりと納めましょう。

問合せ先
三島年金事務所お客様相談室
☎０５５－９７３－１１６６